（証明書の様式）

第二十六条　法第十三条第六項（法第十九条第四項において準用する場合を含む。）に規定する証明書の様式は、別記様式第七によるものとする。

（裁定の公告の方法）

第二十七条　法第十四条（法第十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、公報その他所定の手段により行わなければならない。

（標識の設置の方法）

第二十八条　法第二十条第一項の規定による標識の設置は、次に掲げる事項を表示した標識により行わなければならない。

一　使用権設定土地が地域福利増進事業の用に供されている旨

二　使用権者の氏名又は名称

三　使用権設定土地の所在及び地番

四　土地使用権等（法第十条第一項に規定する土地使用権等をいう。次条において同じ。）の始期（物件所有権（同項第二号に規定する物件所有権をいう。）にあっては、その取得の時期。次条第一項第七号において同じ。）

五　土地等使用権（法第十条第二項第八号に規定する土地等使用権をいう。以下この号及び次条第一項第八号において同じ。）の存続期間（法第十九条第四項において準用する法第十五条の規定により土地等使用権の存続期間が延長された場合にあっては、当該延長後の存続期間。次条第一項第八号において同じ。）

六　裁定を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先

七　法第二十条第二項の規定に違反したときは、法第五十条第一項第二号の規定により罰金に処せられる旨

（権利の譲渡の承認の申請手続）

第二十九条　法第二十二条第一項の規定による承認の申請をしようとする使用権者は、次に掲げる事項を記載した譲渡承認申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

一　使用権者及び土地使用権等の全部又は一部を譲り受けようとする者（以下この条において「譲受人」という。）の氏名又は名称及び住所

二　事業の種別

三　譲受人が実施する事業の事業区域

四　承認の申請をする理由

五　土地使用権等の目的となっている土地の所在及び地番又は物件の種類及び数量

六　土地使用権等を譲り渡す時期

七　土地使用権等の始期

八　土地等使用権の存続期間

九　土地使用権等の一部を譲り渡そうとする場合においては、使用権者が土地使用権等を譲り渡した後に実施する事業の事業区域

2　前項の譲渡承認申請書には、次に掲げる書類（使用権者が国又は地方公共団体である場合にあっては第一号及び第九号ニに掲げるものを除き、譲受人が国又は地方公共団体である場合にあっては第二号、第七号及び第八号に掲げるものを除く。）を添付しなければならない。

一　使用権者の住民票の写し又はこれに代わる書類（使用権者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書）

二　譲受人の住民票の写し又はこれに代わる書類（譲受人が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書）

三　譲受人が実施する事業の事業区域を表示する図面

四　譲受人が実施する事業の事業計画書

五　譲受人が実施する事業の事業計画を表示する図面

六　事業の実施に関して行政機関の長の許可、認可その他の処分を必要とする場合においては、譲受人について、これらの処分があったことを証する書類又は当該行政機関の長の意見書

七　譲受人の組織体制に関する事項を記載した書類

八　譲受人（法人である場合にあっては、その役員）が暴力団員等に該当しないことを誓約する書類